

検討会報告書の概要

オルト-トルイジンについて「ヒトに対して発がん性がある」と評価した国際がん研究機関の「IARC モノグラフ (2012 年)」のほか、オルト-トルイジンと膀胱がんの関係について調査・研究した国内外文献 (53 文献) を Pub Med (米国国立医学図書館が運営する文献検索システム) などにより収集し、レビューを行った。

1 オルト-トルイジンのばく露期間・潜伏期間と膀胱がんの発症リスク

(1) ばく露期間について

10 年以上のばく露で膀胱がんの発症リスクが有意に増加する。5 年以上 10 年未満のばく露では、統計的に有意には至らないが、膀胱がんの発症に関与していることが示唆される。5 年未満のばく露で発症リスクの増加を示唆する報告はない。

(2) 潜伏期間について

オルト-トルイジンのばく露開始から膀胱がんの発症までの潜伏期間については、20 年以上で発症リスクが有意に増加するとする報告が多いが、10~20 年の発症例の報告もある。

2 検討会の結論

- オルト-トルイジンのばく露業務に 10 年以上従事した労働者に発症した膀胱がんについて、潜伏期間が 10 年以上認められる場合は、業務が相対的に有力な原因となって発症した可能性が高いものとする。
- オルト-トルイジンのばく露業務への従事期間または潜伏期間が 10 年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無などを勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討する。

今後の対応

【労災請求事案の決定手続き等】

- 事業場を管轄する福井労働局に対し、検討結果報告書に基づき速やかに事務処理を行い、年内に決定を行うよう指示。
- オルト-トルイジンのばく露により膀胱がんを発症したとして労災請求がなされた事案について、今後も本検討会において業務と膀胱がんの関連性を検討。
- オルト-トルイジンを取り扱う事業場に対する労災請求手続き等の周知を実施。

【化学物質の管理等】

- オルト-トルイジンを平成 28 年 11 月に特定化学物質に指定 (11 月政省令公布、平成 29 年 1 月施行)。
- 特定化学物質のうち、経皮吸収による健康障害のおそれのある物質等について、保護具の着用や身体が汚染されたときの洗浄を義務づけ (11 月省令公布、平成 29 年 1 月施行)。
- 今後、この法令等に基づく指導を実施。